

## 川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議要綱

### (設置)

第1条 川越市新型インフルエンザ等対策本部又は川越市新型インフルエンザ等警戒本部において決定された対策等を迅速、円滑に実施するため、川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の情報提供の実施方法に関する事務
- (2) 新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策の実施方法に関する事務
- (3) 新型インフルエンザ等対策に係る関係機関との連絡、調整に関する事務
- (4) 川越市新型インフルエンザ等行動計画に係る計画案の作成及び変更に関する事務
- (5) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 推進会議の委員は、川越市新型インフルエンザ等対策本部要綱(平成25年4月12日市長決裁)別表に掲げる各班の班長(各保育園長及び関係施設の長を除く。)をもって組織する。

2 推進会議の委員長は保健医療部長の職にある者を、副委員長は保健所長の職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、副委員長及び関係する委員のみをもって会議を開くことができる。

3 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (計画検討担当者会議)

第6条 推進会議は、第2条第4号の所掌事務に関して具体的に検討するため、  
計画検討担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

2 担当者会議は、各委員が所属の職員のうちから指名した者をもって組織する。

3 担当者会議は、保健医療推進課長が招集し、当該会議の議長となる。

4 保健医療推進課長は、検討事項に係る担当者のみをもって会議を開くことができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、保健医療推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

2 川越市新型インフルエンザ市内連絡会議設置要綱（平成18年8月1日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。